

清須市就労的活動支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

清須市就労的活動支援事業

2 目的

本業務は清須市（以下、「市」という）の生活支援体制整備事業のうち、高齢者の就労的活動支援に関する業務を委託し、高齢者の生きがい創出、社会参加の促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

受託者は就労的活動支援コーディネーターとして責任者と担当者を配置し、以下業務を実施すること。尚、就労的活動は高齢者が地域の企業・団体・店舗等で、ボランティア等として一定の役割を担う活動を指し、社会参加活動はより広い世代の個人が社会の一員として関わる様々な活動を指す。

(1) 情報収集

- ① 地域包括支援センター等に出向き、ケアマネージャー、生活支援コーディネーターなどから高齢者の就労的活動等に関するニーズ等を収集する。
- ② 地域ケア会議等に参加し、地域の住民の状態、実情の把握を行う。
- ③ 地域住民へのヒアリング等を行い、社会参加活動等に関するニーズ等を収集する。

(2) 活動の開拓

- ① 地域の企業・団体・店舗等に対し、事業の趣旨等を説明し、活動の提供を依頼する。
- ② 地域の企業・団体・店舗等が支障なく活動を提供・実施・継続できるよう、必要な助言・指導を行う。
- ③ 市が提供する場に地域の企業・団体・店舗等を集め、成果の共有や活動内容の改善に向けた取組を実施する。

(3) 周知啓発

- ① 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、その他関係部署・団体等へ情報提供を行う。
- ② 情報誌等を活用し、年度内に2 か月に1 回以上、高齢者に対して本事業に関する情報提供及び、利用促進に努める。
- ③ 市が提供する場に地域の高齢者を集め、成果の共有や活動内容の改善に向けた取組を実施する。

(4) マッチング

- ① 活動への参加希望者に対し、参加条件、参加規約等、参加に必要な情報を適切に伝える。
- ② 参加希望者もしくは参加希望者の支援者（ケアマネージャー、生活支援コーディネーター、参加希望者の家族等）より活動参加の申し込みを受け付ける。
- ③ 受け付けた活動への参加申込内容を、活動を提供する企業・団体・店舗等に迅速に共有し、活動実施に向けた受け入れを依頼する。
- ④ 参加希望者や参加希望者の支援者が参加申込に関する問い合わせを行った際、回答及びサポートを行う。
- ⑤ 参加者が活動を提供する企業・団体・店舗等へ問い合わせ、確認等が出来るよう、適切な機能・サポートを提供する。
- ⑥ 活動実施時、参加者と企業・団体・店舗等でトラブル等が発生した際、状況の把握に努め、ケアマネージャー等必要な関係者と連携の上で対応を行う。
- ⑦ 開拓した就労的活動・社会参加活動を掲載するWEBサイトを構築・運用・保守すること。また、以下の機能を含めること。
 - ア 活動への参加申請ができること
 - イ 参加者の情報が記録できること
 - ウ 就労的活動・社会参加活動を提供する企業・団体の情報が記録できること
 - エ 就労的活動・社会参加活動の内容、開催日時、報酬、費用が記録できること
 - オ 就労的活動・社会参加活動を提供する企業・団体にアカウントを発行し、募集する活動内容を編集できる機能を設けること
 - カ アクセス解析ができること

(5) 活動データの収集と報告

- ① 活動への参加申込状況等を収集する。
- ② 活動後、参加者へのアンケート、企業・団体・店舗等へヒアリングを行う。
- ③ その他、活動への参加促進に必要なデータの収集を行う。
- ④ 上記収集したデータについて、市の求めに応じて適時報告を行う。

(6) 市及び関係部署・団体との連絡調整、協議

業務の進捗状況確認や課題等の共有を行うため、受託者は必要時に業務に関する会議を実施するほか、市が必要と認めたときは随時会議に応じるものとする。

5 受託者の要件

本件業務の受託者は、次の要件を満たしていることとする。

- ① 愛知県内に本社もしくは事務所等拠点を有する。
- ② 業務に必要なシステムを用意し、必要に応じてシステムの改修を行える。

6 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守し、個人情報保護の体制をとり、本業務において取り扱う個人情報を適切に管理すること。

7 一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合は、市と協議の上、その一部を委託することができる。

8 検査

受託者は、本業務の完了に際して検査を受けなければならない。

委託者からの検査合格を受けた後、速やかに請求書を提出すること。

9 その他

業務の遂行に当たっては、市の意見や要望を取り入れながら実施し、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議の上対応すること。